

令和六年十月一日（火曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
江口	暢子	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
今野	美奈子	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
石黒	覚	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	平山	雅之	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計局次長	佐藤泰宏君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	鈴木邦夫君
代表監査委員	松田義彦君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

午前 十時 零分 開 会

○柴田委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

この場合、申し上げます。高橋淳委員より資料揭示の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。高橋淳委員。

○高橋（淳）委員 おはようございます。県政クラブの高橋淳です。予算特別委員会の最終日となりましたが、本日の質問の機会をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

最初に、先週二十六日の夕方、予算特別委員会が始まる前日、鶴岡の方からお電話をいただきました。昨年度、医療的ケア者を抱える家族から御要望等いただいて、健康福祉部に要望書を提出したところではありますが、このたびやっと二泊三日でショートを受け入れていただいたと、本当によかったということで感謝の電話をいただきました。長年にわたって希望していたことが実現できて、そして心落ち着く日をやっと迎えることができたということで、御礼の御連絡をいただいたところでもあります。健康福祉部長、本当にありがとうございました。

また、このたびの大雨災害によりお亡くなりになられました方々へ哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

いまだ災害対応が続く中ではありますが、日々復旧に当たられている方々の健康と安全作業はもちろん、被災された県民の生活再建と地域の復旧復興が一刻も早く進むことを心よりお祈り申し上げたいと思います。

今までにない甚大な大雨災害となった県内七月豪雨ではありますが、私も各地での災害現場や、ボランティア支援活動にもお伺いしたところでもありますけれども、被災現場を間近で見ますと本当に心が痛みます。

なお、今定例会ではあえて質問はいたしません、改めて流域治水の在り方について、私自身も考えさせられる機会となりました。

自宅から約三キロ西側を流れる赤川流域、そして地元藤島には藤島川、京田川、黒瀬川がありますが、特に藤島川、京田川は、大雨が降るたびに避難判断水位に迫る場面が多く、水位などの情報収集や、万が一に備えての対応準備など、行政側や消防団、自治会の側でも大変苦労している状況を現場で拝見しております。

特に、藤島川が氾濫した場合は避難対象集落が実は多いんです。世帯数で千三百二世帯、三千五百三十五人が対象となって、夜間などは自治会側でも「住民の命を守れない」「避難対応し切れない」などのお話をいただいているところでもあります。住民や行政側からも、雨が降るたびに不安で眠れないなどのお話をいただいておりますので、改めて、堆積土砂や支障木の撤去により、洪水時における流水障害の解消及び流木の発生抑制を図る流下能力向上をさらに進めていただきたいと思っていますところでもあります。

今、世界各地で異常気象が発生しており、本県も気候変動への対応の強化を強く進めていかなければならないと感じておりますけれども、全国で災害が多発し、短時間で想定を超える大雨が予想される場合、命を守るための避難行

動などは、一人一人ができることではあるものの、地方では高齢化が加速し、また、一人暮らしの家庭が多く、日中においても自宅玄関が施錠されている家庭が年々多くなっています。

あらゆる関係者が協働して行う流域治水の在り方については、県行政側としても改めて課題等を検証しなければならないと思っています。

また、山形新聞社による県議座談会でもお話をさせていただきましたが、防災行政無線は地域の状況によっては内容が聞き取りにくい場合があるほか、特に暴風雪、大雨などは、私の家もこの防災行政無線が聞こえません。

そして、夜間などの避難行動は、河川や道路なども見えにくいこともあり、最新の正しい情報を収集し、避難行動が迅速にできるよう、防災行政無線の緊急放送を自動で受信して聞くことのできる防災ラジオ、今は携帯の充電機能もあれば、夜間ライトもついているという優れ物がいっぱいありますので、この普及拡大は災害対策の備えとして重要な視点ではないかと思っています。また、災害発生時から人命を救えると言われる七十二時間対応として、万が一に倒壊した住居の中でも、防災ラジオから音を発して、命をいち早く発見できる場面もあるのではないかと考えております。

そして、防災ラジオからは熱中症アラートや、還付金詐欺防止などにも役立つものと思われませんが、さきの議案調査日に、酒田市の防災ラジオ販売店、今、酒田市では十店舗で販売していますが、そこにちょっとお伺いして状況を確認させていただきました。山形県沖地震災害以降、県内でも自然災害が多発しているということもあって、現在も購入されている方が多いというお話を聞いてございます。

あわせて、近年は頻りに豪雨災害が発生しておりますが、県内は中山間地域も多く、大雨や大雪が降った場合など、多少ぬかるんだ悪路でも活躍できるランドクルーザーなどのジープ型の警察車両も必要と思われれます。そして、今は周囲も遠くもしっかり照らす高性能ライトや車用LEDヘッドライトもありますので、緊急時における夜間での現場対応や河川などの安全を確認できる装備もこれから検討する必要があると感じています。ぜひ、今定例会や新年度予算においても十分御検討いただきたいと思っております。

このように頻発・激甚化する自然災害が発生している現状を踏まえ、今後の県政の持続的発展、そして被災された県民の生活再建と地域の復旧復興においては、担い手の確保はもちろん、多くの業種での人材確保と育成が当面の課題と捉えているところであります。

それでは、課題や提言などを含めて幾つか質問をしてみたいと思っておりますので、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

最初に、県職員の人材確保についてお伺いしたいと思います。

先日の報道にもありましたが、七月に開催されました山形県行政支出点検・行政改革推進委員会において、不足が懸念される県職員の人材育成や確保が必要といった御意見があったようです。生産年齢人口の減少などの影響によって県職員の成り手が少なくなる中で、必要な行政サービスを維持するためには、しっかりと体制を確保することが重要であります。

今年度から定年年齢が段階的に引き上がり、在職期間も長くなる中で、定年引上げとなった職員も含めて、全ての県職員が安心して働くことができる職場環境の整備に向けて、これまで以上に対応しなければならないと思っています。

また、自治体DXの導入や働き方改革など、公務員をめぐる情勢も転換期を迎えているのではないかと感じているところであります。

今後、人口減少に伴って県職員の人材確保が困難となる中で、新規採用者の確保をはじめ、職員が六十五歳定年まで健康で働き続けられる職場環境の構築など、人材確保対策をどのように進めようとしているのか、総務部長にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

人口減少に加え、職業意識の変化に伴う人材の流動性が高まる中、官民を問わず、有為な人材を確保し、定年まで働き続けられる職場環境を整備することは重要と認識しております。県職員においても、国家公務員や民間企業との人材獲得競争の激化等を背景に、近年は受験者数が減少傾向にあり、必要な人材の確保に苦慮している状況であります。

そのため、通常の試験だけで必要数を確保できない場合は、再募集や社会人経験者を対象とした試験、任期付職員の採用など、様々な手段を用いて人材の確保に努めております。

また、今年度から新たに、大卒程度試験の四職種、行政、総合土木、林業、病院経営の四職種であります。これら四職種において先行実施枠を導入し、当初採用予定数約三十名としていたところに二百七十名を超える申込みがあり、四十六名の最終合格者を出したところであります。

加えて、県職員を志望する多くの受験者が実際の業務内容を重視していることを踏まえ、現役職員にも協力いただきながら、インターンシップの拡充や職場見学会等を積極的に開催するなど、県職員の業務内容、魅力のPRに努めております。

引き続き受験者の動向を精緻に分析し、新たな取組とこれまでの継続的な取組を組み合わせることで、必要な職員を確保してまいります。

次に、勤務している職員が定年まで健康で生き生きと働き続けられる職場環境づくりに向けて、県では、知事を本部長としたワーク・ライフ・バランス推進本部を中心に取組を進めております。特に今年度については、テレワークの実施や時差出勤の拡充などによる柔軟な働き方の推進、生成AIやペーパーレス会議システムといったデジタルツールの活用による業務量の削減・効率化などを推進するとともに、若手職員のモチベーションや政策立案能力の向上を目的に、正規の勤務時間の10%を上限として興味のある行政分野の施策立案等に参画できるジョブチャレンジ制度を実施しております。

さらに、定年年齢が段階的に引き上がっていく中、高齢期職員がモチベーションを維持しながら、これまで培ってきた能力・知識・経験を県政運営に還元してもらうため、職員が六十歳に達する前年度には、今後求められる役割等を学ぶ研修を実施しているほか、六十歳を超える職員につきましても、適材適所の原則の下、働き方を含めた職員の希望を把握した上で最適な人事配置に努めているところであります。

県政運営を行っていく上で、施策の立案や事業を執行するのは一人一人の職員であり、県にとって職員は大切な財産であります。県勢の一層の発展に向け、引き続き、必要な人材の確保・育成にしっかり取り組んでまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 冒頭申し上げましたが、全国各地で災害が多発しています。県内でも頻発・激甚化する自然災害等の発生状況を鑑みると、やはり限られた人員の中で、職員一人一人が最高のパフォーマンスを発揮できる環境づくりというのが本当に大切なのかなと思っております。

それと併せて、今、仕事に魅力を感じない若い世代も増え始めております。どの職場も全てそうです。離職率も増加傾向にありますけれども、やはり県民の命と暮らしを守る県行政の役割として、職場環境の構築と、県の職場においてはこういったことにならないように、人的な備えも極めて重要だと思っておりますので、引き続きしっかり対応いただきますようお願いしたいと思います。

また、自治体DXも、私も以前、金融関係の仕事で、もうすばらしいシステム関係を、いろいろ知識を得ている部分あったわけですが、やはり、日常から職員が使用しているシステムを使いやすく改善するということが優先すべきものだと思っております。事務効率をさらに高めることによって入札ミスなども多分なくなっていくのではないかなと思っておりますので、併せてひとつよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。

続いて、県立病院における看護師確保についてお聞きいたします。

厚生労働省の令和四年版厚生労働白書によれば、団塊ジュニア世代が高齢者となる二〇四〇年に必要と見込まれる医療・福祉就業者数は一千七十万人数ですが、その時点で確保が見込まれる医療・福祉就業者数は九百七十四万人となっており、九十六万人もの人員不足が見込まれております。

また、令和二年三月に県が策定した山形県看護職員需給推計によれば、令和七年時点の実人員ベースで六百四十四人の看護職員が不足すると推計されており、昨年度三月に策定した第八次山形県保健医療計画では、山形方式・看護師等生涯サポートプログラムに基づき、「学生の確保定着」「キャリアアップ」「離職防止」及び「再就業促進」を施策の柱とした総合的な看護職員の確保対策を推進することとされております。

県立病院にちょっと目を向けますと、例年六月頃実施されている看護師採用試験が、昨年度は六月、十一月、あと一月と三回実施されております。このことは、看護師の成り手不足がいかに深刻であるかということ、厳しい現実を物語っていると思っております。

今後、さらに人口減少が加速し、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化していく中で、県立病院において看護師をどのように確保していくのか、また、限られた人員でいかに質の高い看護を提供していくかが重要な課題になると考えておりますが、県立病院における看護師確保について、病院事業管理者にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 お答えいたします。

県立病院において質の高い医療を提供するためには、医療人材の確保、とりわけ県立病院の職員全体の六割を占める看護師の確保は重要であると認識しております。

このため、病院事業局では、若手看護師による看護学生を対象とした就職説明会の開催、看護師養成校の訪問などを精力的に行っております。加えて、昨年度は選考試験における社会人枠の新設や、各病院の特色、仕事の内容など

を分かりやすく紹介するPR動画を作成して、SNSを通じていつでもどこでも閲覧できるようにするなど、効果的な情報発信に取り組んできたところであります。

この結果、今年度の看護師の採用試験におきましては、三回もしておりませんが、一回で来年度に必要な人員の確保にめどが立ったところであり、これまでの対策が実を結んだものと考えております。

その一方で、少子高齢化の進行に伴い、看護師をはじめとする医療の担い手不足は社会的な問題となっております。こうした中で、県立病院が働く場として選ばれるためには、一人一人が意欲を持って活躍できる環境をつくることが重要であると考えております。

このため、県立病院では、採用時から職員のキャリアに合わせた能力開発支援に力を入れて取り組んでおります。例えば、新人看護師に対しては、できるだけ早く職場環境に適応し、臨床現場での実践力を身につけることができるよう、先輩看護師、プリセプターといいますけれども、先輩看護師とペアを組みまして、マンツーマンで技術的指導とメンタル面のサポートを行っております。さらに中央病院では、全ての看護師が二人一組のパートナーとなり、お互いの特性を生かし、対等の立場で補完し協力して業務を行い、二人三脚型で看護技術を高め合う仕組みを導入しております。

また、一定の経験を積み重ね、感染管理や認知症看護など特定の分野をより専門的に学びたいという看護師に対しては、認定看護師、専門看護師などの資格を取得する費用を助成するなど、キャリアアップの後押しを積極的に行っております。

幅広い分野で高度で専門的な医療を提供している県立病院では、看護師として学べる分野も多岐にわたっており、加えて、キャリア支援の制度が充実していることから、採用した看護師へのアンケートを見ますと、研修・教育制度が充実していることが県立病院を選ぶ決め手となったという声が多く聞かれたところです。

県立病院におきましては、キャリア支援をさらに充実させ、引き続き、看護師一人一人が自らの業務に誇りとやりがいを持って働ける環境づくりを進めるとともに、こうした取組をしっかりとアピールすることによって、看護師確保に努めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 決め手となるのはキャリア支援の充実と、それとあと来年度の採用についてはめどが立ったということでお話いただきました。ありがとうございます。

私も山形県看護協会からのSNSを活用した情報発信を見せていただいております。以前、県に勤めていただいた方がいろいろな形で情報発信を行っておりますけれども、幅広く対応されており、研修会も含めて、看護師確保については重要な課題と認識しているところであります。

また、大学との連携強化による医師確保も重点的に取り組んではいるものの、急激な高齢者社会を迎えて、看護師等の資格を有する求職者の就業活動支援はもちろん、県立病院にいかん、どうやって魅力を感じていただけるか、福利厚生充実だとか賃金もそうだと思いますけれども、持続可能な医療提供体制が構築できることを願っております。

それに関連してなんですが、看護職員の夜勤勤務形態についてお聞きしたいと思います。

全国的な数値を見てみると、看護職員の三交代勤務は全国では約二割近く、二交代勤務が約六割から七割という形になっています。

山形県をちょっと調べてみると、いまだ約六割近くが三交代勤務ということであり、看護職員の方からも、この夜勤、あと交代制勤務を見直していただきたいというお話を数年前からいただいております。

その中で一番の課題と思われるのは、やはり子育て環境と、あと冬期間の通勤、それと除排雪だと思っております。子育ての充実を図ることは夫婦間でも大切なことであり、そして、雪が降り積もる中、夜勤に出勤するときや帰宅時においても、家族が雪かきをするのに大変苦労されているとお話されています。

私も、娘が医療関係に従事していて、夜十時過ぎに、車がスタックしたということで行ったときに、もう六台も七台も車が詰まっているわけですね、病院に行けないわけです。帰りも一回迎えに行ったことがありました。やはりそういう実態が山形県にはあるんだということをしっかり認識していただきたいと、やはり雪は怖いという部分があるかと思えます。

また、ナースセンターのU・Iターン求職者は、二交代制の職場から勤務先を探しているということであって、三交代制の職場は対象外で、二交代しか選ばないという形になっているようです。

一昨年開催された厚生環境常任委員会の意見交換会でも現状と課題についてのお話がございますけれども、こうした中、県立病院では、全国的に最も多く適用しているこの夜勤形態の二交代に向けてどのように捉えているのか、病院事業管理者にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 阿彦病院事業管理者。

○阿彦病院事業管理者 県立病院における看護師の交代制勤務の件ですけれども、県立病院は、今御指摘のとおり、

現在三交代制としておりますけれども、若い職員の中には、まとめて休暇を取りやすい二交代制を希望するという声も聞いております。

一方で、例えばですけれども、二交代制は、日勤を八時間とした場合、夜勤が十六時間となりまして、三交代に比べて夜間の勤務時間が非常に長くなることから、体力に自信がない職員や年齢が高い職員などからは負担が大きくなるといった意見もございます。

このように、それぞれにメリットやデメリットがありますので、今後、早急に病院事業局内で、今も少しずつしていますが、勉強会を積み重ねて比較検討を行うとともに、二交代制を導入している他病院の詳しい状況を調査しながら、例えば二交代制と三交代制の併用、同じ病院で二交代・三交代を併用して混合で、病棟によって、急性期は三交代、療養とか安定しているような病棟は二交代とか、そういった併用、あるいは夜間の勤務時間を十六時間ではなくて十四時間とか十二時間とか、その代わり日勤を遅番とか早番とかいろいろ組み合わせて二交代を導入するなどということで、様々な夜間の勤務体制の在り方がありますので、こういったやり方をいろいろ勉強しまして検討を進めてまいりたいと思っております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 ぜひ他県の事例も含めていろいろ検討していただきたいと思っておりますし、特に東北圏内の病院の実情をしっかりと把握するという部分も大事かと思えます。先ほどもお話したとおり、冬期間に自宅から病院まで行けない事態が発生することもあるかと思えますし、警察車両、あと救急車も、もう雪で来られない場面などいろいろ私も見えていますので、その辺も含めて、ちょうど私はコロナ禍のときに迎えに行った覚えがありますけれども、やはり大変だなということをつくづく感じておりますので、その辺も含めて御対応いただくようお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

次に、山形県のスポーツ振興の考え方について観光文化スポーツ部長にお聞きしたいと思います。

まず、今年二月に開催された国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会は、本県を会場に、大会テーマを「やまがた雪未来国スポ」として熱戦が繰り広げられたところでもあります。雪不足の影響もあって、関係各位には大変御尽力いただいたことに心より感謝を申し上げる次第です。

現在の国民スポーツ大会は、毎年、都道府県持ち回りで開催されている国内最大のスポーツの祭典であり、一九四六年から国体の愛称で親しまれてきました。今年の国民スポーツ大会は、佐賀県で大会が既に始まっており、今、山形駅のところにも出場されている方の名前の横断幕が貼られているということで、今日の新聞にも掲載されておりました。

私も、「べにばな国体」が開催された年ですけれども、剣道競技で地元選手の応援に寒河江市市民体育館に駆けつけた記憶がございます。その年の天皇杯は、第一位が山形県、二位が東京都、三位が愛知県でありました。その後は徐々に順位を下げ始め、昨年度の「かごしま国体」では、天皇杯は、東京都、鹿児島県、大阪府と続き、本県、山形県は四十三位となっております。

今年もすばらしい選手が出場しておりますので、ぜひ大いに活躍していただきたいと思っております。

さて、スポーツの振興に向けた他県の取組をいろいろ調べてみたんですが、昨年度令和五年度の石川県の県民文化スポーツ部の主要施策の概要を調べてみたところ、「スポーツを通じた活力の創造に向けて、競技力の向上や、アーバンスポーツなど多様なスポーツの振興等による地域活性化などに取り組む」などが掲げられております。

石川県では、東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を一過性のものとせず、スポーツの裾野の拡大と競技力のさらなる向上を目的に、一つ目として「生涯にわたるスポーツ活動の振興」、具体的には、「いしかわスポーツマイレージ」を活用したスポーツ人口の拡大やパラスポーツのさらなる裾野の拡大、スポーツ施設のリニューアル整備、スポーツ・レクリエーション交流大会の開催に約八億八千六百万円。二つ目の「競技スポーツの振興」には約二億八千二百万円であります。

特に、各種競技団体や中学生、高校生の競技力向上に対する支援がウエートを占めておりまして、国際大会等で活躍が期待される次世代アスリートの育成支援も図られています。

このほかにも、「スポーツを通じた地域活性化」や「オリンピック・パラリンピック大会レガシーの継承と発展」などが令和五年度予算として計上されておりました。

県内での人口減少が加速化する中、他県でもスポーツなどを軸とした人材育成強化を図っている高校もたくさんあり、中学を卒業すると同時に、より高いレベルを求めて、私が知っている範囲では、青森県、秋田県、宮城県はもちろん、関東、関西、そして九州に進学する生徒もおり、鶴岡市でも子供のスポーツ進学のために家族全員が移住を決断して、九州に移住・定住をしている御家庭もあります。

また、ゴルフやストリートダンスなども近年の若者は魅力を感じている方が多いと聞いているところでもあります。

本日も傍聴に来ておりますけれども、県内に希望するダンス部がないこと理由によって、日本高校ダンス部選手権などのより高いレベルを求めて、四月から奥様とお子さんが東京に住まわれているということでもあります。

今、世界で活躍する大谷選手のように、スポーツ競技は、夢・希望・未来をもたらすものであり、また、本県スポーツ選手の活躍は、県民に元気と感動を与えてくれます。

そこで、次世代を担うアスリートの育成や競技力の向上に対する支援など、本県のスポーツ振興に今後どのように取り組んでいかれるのか、観光文化スポーツ部長にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 大泉観光文化スポーツ部長。

○大泉観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

スポーツは、「する」ことで心身の健康増進や体力の向上をもたらし、「見る・聞く」ことで夢や感動を与え、「支える」ことで一体感や地域への誇りを醸成し、健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現のために重要な役割を担っています。この夏に開催されましたパリ二〇二四オリンピック・パラリンピックにおける本県出身選手の活躍は、県民に大きな感動と勇気を届けてくれるとともに、こうしたスポーツの持つ力を再認識させてくれました。

これまで本県では、山形県スポーツ推進計画に基づき、「山形の未来を拓くスポーツ文化の創造」に向けて、生涯を通して楽しめるスポーツ活動の推進や競技力向上・アスリート育成に向けた支援、スポーツを通じた地域活性化等の取組を進めてきました。中でも、競技力の向上については、スポーツ関係団体と連携し、国民スポーツ大会等で活躍できる選手を育成してまいりました。こうした継続的な取組が、今年一、二月に開催されました国スポ冬季大会における天皇杯三位という好成績につながったものと考えております。

今年度は、この流れを持続発展させるため、全国大会でさらなる活躍が期待されるスケートやカヌー、バスケットボールなど十三競技については、競技団体が自ら作成する中長期的な強化戦略の実行に向けた強化費補助など重点的な支援を行っているところでございます。また、本県指導者の育成・指導力向上を図るための全国トップレベルの指導者招聘による研修会の開催、ウエイトリフティングやホッケー等における中高一貫指導の実施や合同強化練習など、ジュニア世代を含めた競技力向上も進めております。

さらに、次世代を担うアスリートの発掘・育成に向けましては、「YAMAGATA ドリームキッズ」として活動する県内の小学四・五年生から中学三年生までの児童生徒百四十名について、基礎的運動能力の向上や栄養学等の学びの取組を進めております。これまでの継続的な育成・指導の結果、ドリームキッズから年代別日本代表を十七名輩出しているところでございます。

スポーツを取り巻く環境は、少子化の進行や、高齢化による選手や指導者の減少、部活動の地域移行など大きく変化しており、また、スケートボードやスポーツクライミングなど新たなスポーツの種目も拡大しております。こうした状況を踏まえ、次世代を担う本県のアスリート育成や競技力向上の支援を継続するとともに、多様化するスポーツにも対応しながら、本県において若者が夢と希望を持ち活躍し続けられるよう、本県スポーツのさらなる振興に向け取組を進めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 部長は昔バレーボールで御活躍されたと聞いてございます。今のお話を聞くと、しっかり対応しているという部分あるかと思いますが、やはり次代を担う未来の子供たちを見据えて、各種競技団体や中学生、高校生の競技力向上に対する予算の拡充を切に願うところであります。ぜひお願いしたいなと思います。あわせて、アスリートの育成や競技力の向上に対する支援など、本県のスポーツ振興・発展に向けて、引き続き部長、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

続いて、県外志願者の積極的な受入れに向けた県立高校の魅力発信について、教育長にお聞きしたいと思います。

県教育委員会は、今年六月十三日に、県立高校の県外志願者受入れについて、二〇二五年度入学者選抜から谷地と庄内総合の二校を追加して、計十一校で募集を行うと明らかにしました。

ここに、多分これ皆さん持っているかと思いますが、これは県外の方に情報発信として作ったパンフレットですが、すばらしい内容であります。私もちょっとこれ配らせていただきました。（資料を示す）

県外志願者受入れは、定員の充足率向上に加えて、学校活動の活性化を期待できるものであることから、今年三月に、県外志願者の受入れができる要件を「定員に対する合格者数の割合が三年連続八割を下回っている学科」から「二年連続九割を下回っている学科」へ緩和しています。

小規模の県立高校が現状の学校・学科として生き残るために、県外生受入れの推進は必要と考えますが、県教育委員会ではこれまでどのような取組を進めてきたのか、また、県外生受入れを増やすためには県外への情報発信が特に重要と考えておりますが、どのように取り組んでいく考えなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○柴田委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 お答えいたします。

県立高校への県外生受入れにつきましては、定員の充足率向上のみならず、多様な価値観を持った生徒同士の交流による子供たちの視野の広がりでありますとかコミュニケーション能力の向上などの教育効果が期待されますほか、学校はもとより、地域の活性化にも資するものと考えております。

このような考え方の下、本県では、県外志願者受入れ制度を平成三十年度入学者選抜において二校で導入して以来、小規模校の推薦選抜への導入でありますとか、受入れ校の要件につきまして「直近三年連続して充足率八割未満」から「直近二年連続して九割未満」に緩和するなど、受入れ校の拡大を図ってきており、令和六年度入選では九校で実施しておりますが、今年度までに計七十名の県外生を受け入れているところでございます。このうち十六名が卒業しておりますけれども、うち二名が県内大学に進学したほか、卒業後、町のイベントに参加して住民と交流をしたり、このたびの大雨災害ではボランティア活動に従事するなど、地域との深い絆も育まれているところであります。

受入れ校につきましては、令和七年度入選から二校を追加して十一校に拡大することとしておりますが、志願者を増やすためには、効果的な情報発信が極めて重要であります。その取組の一つといたしまして、今年度新たに、県外から志願する際の手続や受入れ校の紹介に加えまして、自然や食文化といった本県の魅力を盛り込みました、先ほど高橋委員から御紹介もございましたパンフレットを作成いたしまして、県外への進学希望者が集まる東京、大阪での合同学校説明会で配布するなど活用しているところであります。

加えて、今年度初めて、県外の中学生と保護者を対象に、受入れ校の特色や地域の自然・文化・食を体験するバスツアーを県内三コースで実施いたしました。首都圏を中心に十九組三十八名の参加がありました。ツアー後のアンケートでは、中学生からは「新たな友達や学校のイメージが湧き、将来のことをしっかり考えることができた」、保護者からは「地域に歓迎されていることを感じ、山形県の好感度が上がった」「実際に足を運んでみないと分からない各校の雰囲気を知るよい機会になった」などの感想とともに、ほぼ全員から「非常に満足」「満足」との回答をいただいたところであります。

今後、県外生徒の着実な志願につながりますように、バスツアー参加者をはじめオープンスクール等のために来県する生徒・保護者に交通費の一部を支援するなど丁寧なフォローアップを行いますほか、インフルエンサーによるバスツアー動画を県立高校ポータルサイトで公開したり、実際に本県に来県留学した生徒の声や生徒目線での学校生活の様子等をSNSやオンライン説明会を活用して発信するなど、様々な工夫を凝らしながら、効果的な情報発信に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋(淳)委員 八月上旬になりますが、この山形県立高等学校全国募集のパンフレットを私、見せていただいて、観光施設や企業等に二十五部配付させていただきました。中身も本当にすばらしいんですが、今、教育長からお話いただいたとおり、県外から山形県に来ていただいてこの高校を選んだ理由、高校生活で感じたことなど、経験者からのメッセージという部分がやはり大事なのかなと思いますので、ぜひPRしていただいて、ひとつお願いしたいなと思います。

実は、二週間前に高体連の剣道競技があって、今、福島から来ている方がいるんですが、そこのお父さん、お母さんとちょっとの間お話したんですけども、下の子どもぜひ山形に来たいということでお話をいただいています。

ぜひともいろいろな形でこの山形の魅力を知っていただいて、高校の魅力を知っていただいて、これから県立高校が持続可能に発展できるように、私も尽力したいなと思っております。

どうもありがとうございました。

次に、県職員の情報発信に対する意識醸成についてお聞きしたいと思います。

今年に入ってから、東京ビッグサイトで開催された観光DX、そして二〇二四NEW環境展などへの現地調査を行ってきました。私自身、多くの学びが得られたと思っております。

その中で、全国から多くの企業等が集まって、来場者数も多いこの展示会においては、他県ではブースを設置してセミナーを開催するなど、全国から注目を浴びておりました。他県でもどんどんPRしているという実態です。

来年度、我が県では「やまがたフルーツ百五十周年」を迎えようとしていますが、県内へのインバウンドや観光客数も回復傾向の中で、山形県の魅力についてどのように情報発信の質・量を高めていくのかは、職員が山形県の魅力や感動を発信するプレゼンカ、そして職員の行動力が大変重要だと認識したところであります。

これらの展示会やイベントを契機とした情報発信は、県内外に向けて大々的にPRできるものだと思います。県内はもとより県外でも注目を集めるPRが大事であり、積極的にこういうことを行うべきと考えますが、職員の情報発信に対する意識醸成について、総務部長にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 岡本総務部長。

○岡本総務部長 お答えいたします。

本県には、美食・美酒や美しい自然、精神文化、技術力など、多くの誇れる魅力・強みがあり、これらを生かし、外の活力を呼び込みながら観光誘客や産業振興など地域活性化につなげていくためには、広報は重要なツールとなります。さらに、単なる情報発信にとどまらず、県民との連携・協働などにより県の施策を実現していくためにも、積極的かつ効果的な広報が求められるところであります。

このため、県では、職員の広報に対する意識の向上なども含め、組織全体として取り組むべき広報の方向性を整理した山形県戦略的広報基本指針を策定しております。

本指針では、単に情報を発信すれば十分ということではなく、戦略的な広報へのレベルアップを目指すこととしております。具体的には、情報の受け手に何を伝え、どうしてほしいのかを明確化し、訴求対象・テーマを確認の上、目立つ、大胆で意表をつく広報などを意識して実践することを定め、この指針を踏まえ、各職員が情報発信に取り組んでいるところです。

また、職員の個々の情報発信に対する意識醸成や広報スキルの向上のため、職員育成センターとの共催による外部専門家を招聘しての各種広報セミナーの開催や、日々の広報活動の参考にできるよう広報に関するFAQの充実、優良事例の共有などにも取り組んでおります。

さらに、組織的・部局横断的な広報として、年度ごと県の重要事業から広報テーマを複数設定し、重点的に情報発信する取組も実施しており、こうした関係部局が緊密に連携した広報活動において、職員が情報発信の重要性を意識しながら、施策実現に向けた広報に取り組んでいるところです。

今後とも、職員一人一人が広報に係る認識を一層高め、情報発信についてしっかり考え実践していけるよう意識醸成を図り、積極的かつ効果的な情報発信を行ってまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 見えないところで結構いっぱいやっているということは十分承知しておりますけれども、多くの県職員との対話の中で、発信力のある、バイタリティーにあふれたすばらしい方もいらっしゃるようでございますので、ぜひ引き続き山形県の魅力発信に向けて御対応いただくようお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

次に、庄内圏域における水道広域化についてお聞きしたいと思います。

最初に、水道広域化の進捗状況について防災くらし安心部長にお聞きしたいと思います。

水道事業については、人口減少に伴う料金収入の減少と、併せて施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来が背景にあり、経営が年々厳しくなる状況にあることから、広域連携に関する検討が本県においても進められてきておりますが、新聞報道によると、さきの八月十五日、鶴岡市、酒田市及び庄内町による庄内広域水道事業統合準備協議会の第三回会合において庄内地域水道事業統合基本計画案が承認された旨の内容でありました。

本基本計画案の狙いとしては、二市一町の上水道事業を水平統合し、広域化によるスケールメリットを生かして経営基盤を強化し、水道インフラの持続性を確保することによって、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的とするとされています。さらに、県水道広域化推進プランに基づき、県広域水道事業との垂直統合も見据えたとされております。

県水道広域化推進プランによると、中長期の経営見通しに基づく水道事業の経営基盤の強化を図るために、県内水道事業者の広域連携の推進を図るものとされておりますけれども、最初に、庄内圏域における水平統合や県水道広域化推進プランに基づく庄内圏域の広域化の進捗状況について、防災くらし安心部長にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 お答えいたします。

水道は、生活に欠かすことのできない重要なライフラインではありますが、近年の水道事業につきましては、人口減少に伴い水道料金収入の大幅な減少が見込まれる一方で、年々老朽化する水道施設の更新や耐震化の実施等に伴う経費の増加による経営の悪化が懸念されております。さらには、職員の高齢化や確保も大きな課題となっておりまして、経営基盤の強化が求められております。

このため、県では、水道事業に抜本的な対策を講ずる必要があると考え、中長期的な視点から本県水道の目指すべき方向性と実現方策について検討を行いまして、五十年先を見据えた山形県における水道の理想像の達成に向けた指針として、平成三十年三月に山形県水道ビジョンを策定しまして、各水道事業者に対し、取組の方向性や実施方策等を提示させていただきました。

このビジョンに基づきまして、圏域ごとに水道事業広域連携検討会を設置しまして、地域の水道事業者等と現状把握や将来見通し、広域連携による効果や課題について検討を重ね、令和五年三月に山形県水道広域化推進プランを策定しまして、県内四圏域における水道事業広域化の取組方針をお示ししました。

庄内地域では、このプランに基づきまして、現在、鶴岡市、酒田市、庄内町の二市一町におきまして、それぞれの

自治体が施設の最適化と経営の効率化及びソフト連携を進めながら、最終的には、水平垂直統合を図ることにより、経営基盤の強化を目指す取組が進められております。令和七年十月に企業団を設立し、令和八年四月に事業を開始することを目指しておりました、今月、十月中には水平統合に向けた広域化基本協定を締結する予定とお聞きしているところであります。

県では、庄内圏域の水道事業の広域連携による基盤強化を推進するため庄内圏域水道基盤強化計画を策定することとしておりました、令和五年八月に法定協議会である庄内圏域水道広域的連携推進等検討委員会を設立し、関係機関との検討を重ねているところであります。本年の十二月定例会時には原案をお示ししたいと考えておりました、今年度中に計画を策定してまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 本日の新聞にも掲載されておりましたけれども、水道の耐震化を今度は市町村ごとに公表するというので、今日の新聞に載っていました。

そのほかに、水道事業に携わる職員が減少して高齢化も進んでいると、日常の維持管理業務や技術の継承もやはり課題になってくると思いますし、いろいろな課題が山積しておりますけれども、事業統合に向けた住民理解の醸成や周知、あと広域化のメリットを十分県民の方に、市民の方に認識していただく必要があると感じておりますので、引き続き御対応いただくようお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

続いて、水道事業の垂直統合に向けた考え方について企業局側にお聞きしたいと思います。県水道広域化推進プランによると、庄内圏域における水道広域化については、最終的には市町で設立した企業団を主体とした垂直統合を目指し、庄内圏域全体の発展的広域化を推進するとされています。

垂直統合においては、企業局側の協力は不可欠であると考えられますが、このため、一つ目に、垂直統合に向けての企業局の基本的な考え方はどうなのか、あと二つ目、垂直統合に当たっての課題についてどう捉えているのか、企業管理者にお聞きしたいと思います。

○柴田委員長 松澤企業管理者。

○松澤企業管理者 お答えいたします。

最初に、垂直統合に向けた考え方についてお答えいたします。

水道事業の垂直統合は、企業局による市町への水道用水供給事業と市町による住民等への給水事業を統合するものであります。これによりまして、水源での取水から浄水施設における浄水、住民等への供給までを一つの経営体が担うことで、最終的な水の需要に応じ、投資や管理を効率的かつ効果的に行うことが可能となり、市町が個別に水道事業を行う場合に比べ、コストを大幅に縮減でき、ひいては水道料金の上昇を抑制できるといったメリットがございます。

県水道広域化推進プランにおきましては、庄内地域の水道広域化について、施設の最適化と経営の効率化を進めながら、鶴岡市、酒田市、庄内町の二市一町で企業団を設立の上、水平統合を実現し、最終的には、この企業団を経営主体として、企業局の水道用水供給事業との垂直統合を目指すこととしております。

現在、企業局では、垂直統合に当たっての課題について整理・検討を行うとともに、防災くらし安心部主導で進めております庄内圏域水道基盤強化計画の策定に参画しまして、市町との協議を進めているところであります。引き続き、市町及び防災くらし安心部とも連携しながら、垂直統合に向けた準備を進めてまいります。

次に、統合に当たっての課題についてであります。

垂直統合に当たりましては、様々な課題について整理・検討する必要があります。

垂直統合によりまして、現在企業局が有しております浄水場や送水管等の水道事業に必要な資産、これは全て基本的に企業団に譲渡することになります。このため、水平統合後の事業の進捗状況も見ながら、事業譲渡契約の内容、譲渡後の鶴岡及び酒田の電気水道事務所の在り方、組織人員体制について検討を進めることとしております。

また、二市一町におきましては、将来的に、水量に余裕があります朝日浄水場の水を酒田市にも供給することを目的に、水平統合後、庄内南部と北部を結ぶ連絡管を政府の交付金を活用して整備することとしております。この連絡管は最上川を渡す必要があるため、整備には相当の事業費と期間がかかることが見込まれております。県水道広域化推進プランにおきまして、垂直統合はこの連絡管の整備完了を目途に行うこととしていることから、企業局としても、市町に対して必要な助言を随時行っているところであります。

これらの課題につきまして、市町及び防災くらし安心部と連携を図りながらしっかりと検討を行い、垂直統合に向けた取組を進めてまいります。

○柴田委員長 高橋委員。

○高橋（淳）委員 県内の水道事業に関しては、四圏域共通の経営基盤強化に関する課題、また各圏域の地域性や事

情に特化した課題があり、県政としての取りまとめが難しいということも承知してございます。

庄内圏域は、平成の市町村合併時に、鶴岡市、酒田市、庄内町それぞれで一度水道事業を統合しており、圏域の水平統合、県用水供給事業との垂直統合については、水道事業継続のためのさらなる経営基盤の強化が大切であるとも思っております。二市一町としても事業統合の効果を最大限に発揮して、水道料金の高騰に少しでも歯止めをかけられるように、できるだけ早い垂直統合を目標として準備を進めているところだと思っております。

先ほどもお話あったとおり、令和七年十月に企業団の設立、翌年の令和八年四月が事業開始という形になろうかと思いますが、それまで膨大な事務量の増加や技術的知識を持った職員、人的要員などの考えもあって、具体的な方針やスケジュール等が示されない状況と察しておりますが、引き続き、双方の理解が得られるよう、早期に垂直統合に向けての前向きな協議、検討、そして将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給できるようお力添えをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○柴田委員長 高橋委員。簡潔にお願いします。

○高橋（淳）委員 改正道路交通法による自転車の交通違反の取締りについてお聞きしたいと思ったのですが、時間もございません。

自転車の交通違反に反則金を納付させる改正道路交通法が今年の五月十七日に参議院本会議で採択され、可決・成立しました。いろいろお聞きしたいことがあったんですが、今後、信号無視や携帯電話を使用しながらの運転が対象となるということで、二年以内に施行されるということでありまして。十六歳以上、百十三の違反行為が対象となるということで、いろいろな課題もあろうかと思いますが、ぜひこの辺についての周知もしっかり行っていただきたいという内容でございます。引き続きよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○柴田委員長 高橋淳委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

田澤伸一委員。

○田澤委員 予算特別委員会最後の質問であります。

同僚議員から「今日傍聴人多いよね」と言われて、実は私が呼んだと言いたかったけれども、そうじゃなくて、山形県議会の開かれた議会ということで、議場演奏会そして議会傍聴ということであります。スポーツ選手じゃありませんけれども、傍聴の方が多くとふだん発揮できない力が発揮できるかもしれませんので、どうなるか分かりませんが、しっかり質問させていただきたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。

七月の豪雨で被害を受けられた戸沢村蔵岡地区や酒田市大沢地区では集団避難を迫られ、今でも避難生活が続いております。また、避難途中犠牲になられた方や、住民の救助に向かう途中殉職された若い使命感に燃えた二人の警察官の御冥福を心よりお祈りいたします。また、不自由な生活を強いられている皆様の一日も早い日常が戻ることを願うものであります。

それでは最初に、県政運営に対する知事の方針について質問させていただきます。

そもそも議会は君主の横暴を抑えるために考え出されたものであります。知事が横暴だというわけじゃありませんけれども、権力の抑制均衡のための仕組みでありまして、二元代表制の下で、議会は性悪説に立ち、提案された議案が県民の意向に沿ったものか、知事をトップとする県行政が法令や議会議決を遵守しているかを確認する役割が与えられています。

我々自民党会派は、県民の視点に立ち、知事の県政運営を検証し、県民のためになるか否かの基準で是々非々で採決に臨んでまいりました。今後もその方針に変わりはありません。その視点に立ち、二〇二二年度、二〇二四年度はフルーツ・ステーション計画に反対したものであります。

八月二十三日の地元紙では、知事が施設整備を断念したことが八月二十二日に分かったとの報道がありました。フルーツ・ステーションの計画に関して、地元紙報道のとおりと理解してよろしいのでしょうか、知事にお尋ねいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答え申し上げます。

県産フルーツの情報発信事業の経緯を申し上げますと、まず、令和二年度に「さくらんぼ県やまがた」情報発信検討部会を設置して、有識者の皆様の御意見をお伺いしましたところ、その有識者の方々から、「やまがたのおいしいくだもの情報館の整備」などの具体的なアイデアを含む御提言を頂戴しました。

これを踏まえ、県として、サクランボをはじめとする県産フルーツの魅力を一年を通して発信する施設について具体的な検討を重ね、令和三年度の二月定例会に令和四年度当初予算案として果樹情報発信拠点施設の設計事業費を計上したところでありましたが、議会への説明が不十分であったといった御指摘をいただき、関連予算を取り下げました。

令和四年度には、情報発信の在り方を改めて検討し、年度末には情報発信実行計画を策定するとともに、民間活力の導入や既存施設のリニューアル、県内産地のネットワーク化という新たな視点を盛り込んだフルーツ・ステーションの基本構想をお示しいたしました。これを受けて、令和五年度には、最上川ふるさと総合公園の再整備に向けた官民連携導入可能性調査や、ネットワーク化に向けたプラットフォームの立ち上げなどを行い、これらを踏まえて、フルーツ・ステーション創出に向けた都市公園再整備の基本計画の素案を作成したところであります。これらの事業を進めるに当たりましては、その都度議会に御説明をしております。

令和五年度二月定例会では、令和六年度当初予算案としてさらなる調査・検討経費を提案いたしました。残念ながら御理解を得ることができず、農林水産常任委員会に付託された予算案が否決されました。このような議会の御判断を重く受け止め、予算案を撤回し、関連予算を削除して再提出したところであります。

八月二十三日の新聞で報道され、また、その日の記者会見でもお答えしましたとおり、私としましては、予算案を撤回した時点で、議会の御理解を得るに至らなかったという現実を受け入れ、フルーツ・ステーションの構想については断念をしたということでございます。

今後、フルーツの情報発信につきましては、情報発信実行計画のもう一つの柱であります「やまがたフルーツ百五十周年」事業にしっかりと取り組み、オール山形で本県果樹農業の発展を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 知事の御趣旨は分かりましたけれども、こういう重要な案件は、記者会見という形よりも、議会を重視するというので、かなりの時間をかけてやってきたわけでございますので、その辺を勘案しながら、何らかの形、例えば議長に伝えるとか。——そういうのを新聞記事で我々が初めて知るといのは、ちょっとやっぱり議会の軽視につながっているのかなと思いますので、こういう重要案件だけでも結構です、全部とは申し上げませんので、その辺はぜひ議会のほうにも連絡をいただければありがたいなと思っておりましたので、この質問をさせていただいたところでございます。

次に、地方創生十年の取組の評価と今後の推進についてお尋ねいたします。

最初に、第四次山形県総合発展計画実施計画の評価について、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

地方創生は、二〇一四年に「まち・ひと・しごと創生法」を根拠としてスタートし、五年を一区切りとして、二〇一五年度から二〇一九年度を第一期、二〇二〇年度から二〇二四年度を第二期として、現在二期目の最終年度を迎えております。

ところで、本県の地方創生総合戦略は第四次山形県総合発展計画実施計画に包摂されましたが、それに基づく令和五年度末時点の計画の進捗状況と評価が九月十八日に発表されました。

目標指標の進捗状況は、策定時から数値が横ばいのもの、策定時の数値を下回ったものもあるものの、目標値に到達したのが七項目二五%、おおむね順調に推移したのが十二項目四二・八%で、両者合わせ六七・八%となり、コロナ禍も考えれば、全体としては一定の進捗が図られたと県のほうでは言っております。

おおむね妥当ですけれども、結論が立体的に見えるような違った基準に基づく評価も掲載してほしかったなと思っております。

二、三例を挙げさせていただきますと、生産農業所得の順位の数値を東北一位としていますが、それでは具体的な額が分からないので、例えば、本県の農業所得八百万円以上のスーパートップランナー何人、四百万円以上のトップランナー何人と数値も併記してほしかったと思います。加えて、新規就農者の人数は、入り口の数値のみ表示されていますが、継続して就農している人は何人おられるのかを示したほうが、これから新規就農する人の参考にもなるのではないかと思います。

また、「全年齢の社会増減数」、これも非常に大切でありますけれども、むしろ、人口減少の中にありながらも地域に常に新たな動きがあり、人が人を呼び、仕事が生み出される、いわゆる人口は減るが人材が増える地域にも注目したほうが地域創生にはつながるのではないかと思います。

まだまだありますけれども、そのように各政策を立体的に評価できる数値を公開しながら、総合発展計画に包摂された本県の総合戦略を浮き彫りにして発信することも考えられますが、どのようにお考えか、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

本県の地方版総合戦略でもあります第四次山形県総合発展計画は、県づくりの基本的な考え方と基本目標、その実現に向けた政策・施策の展開の方向性を示す長期構想と、それら政策・施策の推進に向けた主な取組を示す実施計画で構成されております。

このうち実施計画には、的確な進行管理を行うため、長期構想が掲げる政策ごとに目標指標を、また、政策を推進するための施策ごとに重要業績評価指標・KPIを設定いたしまして、それらの進捗状況について、毎年度、山形県総合政策審議会において評価検証いただき、県議会に報告しているところです。

委員より御紹介がありました事例のうち、例えば、目標指標「生産農業所得の東北における順位」は、政策「収益性の高い農業の展開」に関する目標指標の一つでありまして、同政策の推進に向けた四つの施策ごとに、「つや姫の相対取引価格の全国順位」「農業者当たり果樹産出額」「農業者当たり肉用牛産出額」など、生産農業所得の向上に関連する六つの重要業績評価指標を設定しております。

これは他の政策に関しても同様であり、政策の目標指標の達成に向け、関連する様々な重要業績評価指標を設定し、それらの進捗状況や具体的な取組の実施状況等を分析・評価しながら、計画の実効性を確保しているところです。

一方で、近年多様化・複雑化する行政課題に対し、限られた資源を有効に活用し、適切に対応していくため、エピソードや主観のみに頼るのではなく、科学的なデータを基に政策決定を進めるEBPMの考え方が広まりつつあります。政府においても、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保につながるとして、その取組を強化しております。

現行の実施計画につきましては、令和六年度末に計画期間の終期を迎えますことから、現在、次期実施計画の策定に向けた作業を進めております。計画の実効性を高めていく観点からは、目標指標と重要業績評価指標について、EBPMの考え方も踏まえ、改めて相互の関連性を精査して、適切な進行管理ができるよう検討していく必要があると考えております。

こうした考え方に立ち、次期実施計画におきまして、より効果測定に適した目標指標と重要業績評価指標を設定の上、毎年度、進捗状況を県民の皆様に分かりやすく公表していくことで、県が進める政策・施策に関する一層の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 ありがとうございます。

できればもう少し県民にも分かりやすいような冊子にさせていただきたい。もっとちっちゃい数値を挙げて、例えば、お米一人何キロ食べて、それで県でこれだけ取れるけれども、これだけ売っているとか、そういうのが分かれば非常にありがたいかなと思いますので、その辺も少し検討していただいてそういうのを作っていただければありがたいというふうに思います。

次に、外国人労働者の受入れ態勢の構築について、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

地方創生検証で大手通信社の人口減少抑制に関するアンケートの中で、知事は、外国人受入れや移住・定住促進についても国を挙げて強化すべきだとお答えになっております。外国人受入れについては、留学生もありますけれども、労働者の受入れが中心だと思います。

外国人労働者の受入れについては、従来、技能実習制度に基づいて実施されていましたが、今度は育成就労という新しい制度に変わります。新制度の下で、人手不足対策としての外国人労働者の受入れをどのような態勢で進めるのか、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

厚生労働省の調べによりますと、令和五年十月末時点の本県の外国人労働者数は、過去最高の五千七百四十三人となり、在留資格別では、技能実習の労働者数が二千六百二十三人と全体の半数近くを占めており、人手不足を補う労働力としての外国人材の受入れ拡大が進んでいると認識しております。

その一方で、県内企業を対象に県が昨年度実施したアンケートによれば、受入れノウハウの不足や受入れ態勢の未整備、コミュニケーションへの不安等を理由として、外国人材の雇用に踏み出せない状況もうかがえましたことから、企業の採用活動を後押しするため、今年七月に、山形県国際交流協会内にあります外国人総合相談ワンストップセンターに「外国人材採用支援デスク」を設置いたしました。

支援デスクでは、事業者と外国人材のマッチング支援や、事業者からの相談内容に応じた専門家の派遣等、外国人材の受入れを希望する事業者を伴走型で支援することとしており、これまでに十三の事業者からあった相談に対応しているところです。

技能実習制度に代わって、令和六年（二一四頁で令和九年と訂正された）までに導入が見込まれる育成就労制度については、長期にわたり産業を支える人材を確保できるよう制度設計がなされ、外国人材の定着が期待される反面、労働者としての権利向上の観点から、一定の就労期間を経ると転籍が可能とされており、地方から賃金の高い都市部への人材流出といった課題もあると認識しております。

現在、多文化共生社会の実現に向けたアクションプランとなる山形県多文化共生推進プラン・仮称の策定作業を行っているところですが、策定委員会の皆様からは、日本語教室の普及や外国人に対しやさしい日本語で伝えることが重要であること、外国人材の定着促進に向けては働きやすさや暮らしやすさがポイントとなること、外国人の方が山形で活躍している、役に立っていると感じてもらえるような機会の創出が必要であること、などの意見をいただいているところです。

県としましては、こうした観点も踏まえながら、市町村や事業者、関係団体と連携し、外国人が安心して働き、生活できる環境づくりを進め、山形に来てよかった、住んでよかったと思っていただけるよう、多文化共生社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいります。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 ありがとうございます。

育成就労、これはある意味では移民状態、移民を認めるような制度でございますので、その辺でしっかりと取りまなさないといけない。一つには、まず家族の定住、それから子供の教育の問題、そのためには日本語教育や技能訓練ができるような受入れ態勢を整えることが必要だと思いますし、先ほどあったとおり、外国人としての誇りと生きがいを持って滞在できるように、本県が外国人に選ばれるような県にしなければいけないと思います。

育成就労でも、外国人を単なる労働力と思わずに人間として扱えば、理想主義と言われるかもしれませんが、良質の人間が私は山形県に集まるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそちらのほうにも目を向けてお願いできればと思います。

次に、国の指示権を拡大する改正地方自治法について、知事にお尋ねをさせていただきます。

この九月二十六日、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体の責任と権限を明確化する目的で、自治体に対する国の指示権を拡大する内容を含む改正地方自治法が施行されました。

改正法は、個別法に規定がなくても、例えば感染症の大流行や大規模災害など国民の安全に重大な影響を及ぼす非常時であれば国が自治体に必要な指示を出せるとするものであります。指示を行う際には、あらかじめ国が自治体に意見等の提出を求める努力義務を課したり、さらには、事後に国会への報告を義務づけております。そして、指示は閣議で決定するというふうになっております。

この改正法に対し、全国知事会会長のお隣の村井宮城県知事は「国の補足的指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように強く求める」とのコメントを出しております。

この改正法は、国民の安全に重大な影響を及ぼす非常時に我々の生命財産を守ってくれる一方、場合によっては憲法の規定する地方自治の本旨に抵触するケースが起こる場合もあるかもしれません。

知事は改正地方自治法の運用をどのようにすればよいと考えているか、お尋ねいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

六月十九日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、その中に盛り込まれた国の地方公共団体に対する補足的な指示の規定が九月二十六日に施行されました。

この規定は、大規模な災害や感染症の蔓延など、個別法では想定されない事態が発生した場合に、必要な指示を国が地方公共団体に対して行うというものであります。今後も起こり得る想定外の事態への対応に万全を期す観点から、法律上のルールを整備し、国と地方公共団体の責任と権限を明確化するものであり、規定の必要性については、私も一定程度理解するところであります。

一方で、こうした指示により、憲法で保障された地方自治の本旨や、地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれることも懸念されますので、これまでも全国知事会として、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや、目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを累次にわたり政府に対し要請してまいりました。

この結果、条文において、必要な限度で行使することや、事前に地方公共団体に意見を求める努力義務が盛り込ま

れるなど、一定の配慮がなされたところであります。

その上で、衆参両院の総務委員会においては、関係地方公共団体等と事前に十分な協議・調整を行うということや、指示を必要最小限とすることなどを求める附帯決議が行われております。

地方の状況は地方にしか分かりませんので、政府においては、補充的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反することのないよう、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うなど、附帯決議の内容も十分に踏まえて、地方公共団体の自主性と自立性に配慮した制度運用を行っていただきたいと考えております。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 今回の知事の答弁に私も賛成でありますし、新聞記事によると山形県はおおむね賛成みたいな書き方してありまして、今のお話を聞いて分かりました。

ただ、問題なのは、コロナのとき総理大臣が全国一斉に休校とって全然コロナがはやってもいないところまで全部休ませたという、こういう地方の実情を見ていないこともありますので、地方を軽視したと言われているところもありますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいのと、憲法の地方自治の本旨に当たります住民自治、団体自治、そのうちの団体自治の地方分権的な要素が阻害される可能性もありますので、そこは知事もしっかりと見据えて取り組んでいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

次に、若者の地域志向を実現させるための移住・定住の推進について、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

現在、東京一極集中が続いている反面、新たな萌芽として、若者の地域志向が高まっています。しかし、実際U・Iターンするとすると、雇用や住宅など解決すべき多くの問題があり、そのため志向や希望の段階で終わるものも多くあると思われまます。そこで、若者が地方移住するに当たり一番困難を来す雇用・住宅面を厚く支援することがU・Iターンを成功させるコツと言えるかもしれません。

この考えは、高度成長期、国策として首都圏に大型住宅団地を造り、地方の若者が首都圏に移住しやすいような環境を整備しましたけれども、地方創生を考えた場合、今度はその逆の方向、すなわち首都圏から地方に移住しやすい環境をつくること、そして過疎・過密を緩和し、地方創生につなげるべきだと思っております。

例えば、卑近な例でいうと、首都圏から来ている地域おこし協力隊員が任期終了後、任地に定住しようと思った場合には、私は、住みたいと思って来ている以上、特に支援を厚くし定着率を上げるのも地方創生につながるというふうに思っております。

本県への移住・定住を成功させるためには、高度成長期と逆の、首都圏から若者が本県に移住しやすい条件を整えることが肝要だと思っております。どのようにして本県として実効性あるU・Iターンや移住・定住策を推進していかれるのか、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

その前に、先ほどの外国人労働者の受入れ態勢のお答えの中で、技能実習制度に代わって育成就労制度が導入される年につきまして、令和六年と間違えて発言いたしましたけれども、正しくは令和九年ということでございました。大変失礼いたしました。

それでは、若者の地域志向を実現させるための移住・定住の推進についてお答えいたします。

コロナ禍を契機としたテレワークの普及により多様な働き方やライフスタイルが可能となったことで、若い世代の地方移住の潮流が加速しております。このような地方での暮らしに興味を抱いている若い世代を本県への移住に確実につなげていくためには、委員御指摘のとおり、仕事や住まいに対する不安を払拭していくことが重要であると考えております。

このため県では、まず仕事の面につきましては、今年度、東京都有楽町にあった移住相談窓口、東京事務所にあった就職相談窓口の機能を統合して「やまがた暮らし・しごとサポートセンター」を開設し、移住と仕事の相談にワンストップで対応できる体制を整備いたしました。また、小国町や白鷹町では、令和二年度に法制化された特定地域づくり事業協同組合を設立し、季節ごとに繁忙期が異なる複数の事業者が仕事を確保した上で、移住者等を労働者として雇用して、地域内の様々な職場への派遣へ取り組んでおり、他の市町でも具体的な検討が進んでいるところです。

次に、住まいの面につきましては、移住世帯への家賃補助や中古住宅購入への支援、市町村と連携した住宅リフォーム支援を行っているところです。首都圏に比べ、本県の住宅取得費は安く、居住面積も広いという優位性がありますので、こうしたメリットについても、首都圏で開催する移住フェア・移住相談会などの機会を活用して、若い世代に積極的にPRしております。

地域おこし協力隊員の任期満了後の定住に向けた支援策としては、政府においては、市町村が隊員の定住に向けた

資格取得、起業・事業承継のための経費を支援した場合や、定住後の住居として空き家の改修のための経費を支援した場合に特別交付税措置が講じられております。

また、県独自の移住世帯向けの家賃補助や、若者・子育て世代への移住支援金について、隊員が退任後に県内に定住する場合も支給対象としているところです。

このほか、隊員の任期終了後の定住・定着までを視野に入れたきめ細かな支援が行われるよう、市町村職員を対象とした研修を実施するほか、今年度新たに、現役隊員を対象に、本県で就業・起業・就農したOB・OG隊員らによるワークショップを開催し、実体験に基づく定住に向けたアドバイスをしていただくことにしております。

県としましては、こうした施策の効果を検証しながら、地方回帰を志す若い世代に本県を移住先として選んでいただけるように取り組んでまいります。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 地域おこし協力隊に関して、今いろいろ御説明ございました。

私も今、直に相談を受けておまして、やはり一番重要なのが仕事、所得ですね、それがないと暮らしていけないと。住宅はその次、もちろんお金がなければ住宅借りられないということでもありますので。できるだけ残って暮らしていける、そういう源泉となる仕事、所得、これが重要だということで、その方は関西のほうに両親の家、それから自分の家があると、こっちに家を買おうかどうか迷っているけれども、仕事がなければ買えないと、こういうふうな話でございましたので、その辺が非常に重要なところかなというように思います。

また、今お話あった東京の一極集中というのは、国策で高度成長期に地方から若者を吸い上げる、そんな政策を取ったわけありますので、今は逆の政策だということを取ったほうが良いというように思っております。

真の地方創生を実現するためには、地域や家族の回復、分権的自治体政策、さらには企業などの働き方改革による人間性の回復がより私は重要だとこの頃思っております。

余談であります、今年お米が高くなっております。この米が高いのがずっと続けば黙っていても都市部から新規就農者が増えるのではないかなということをお話する方もおりました。本当の地方創生というのは、やっぱり暮らし向きがよくならなければ来ないからなという話と、それから建設労働者が少ないというのも、労務単価が高くなって、——もちろん東日本大震災以降ずっと上がっておりますけれども、まだまだやはり自分がローンを組むほどの年収にはならないということでもございましたので、その辺ももう少し考えていくことがやはり一番地方創生につながるのかなと。何々政策というよりも、所得が上がることによって、黙って経済原則が、仕事が人を地方に呼び寄せるということになることも考えられますので、その辺も加味して部長には取り計らいいただければと思います。

何か御回答あればお願いいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答え申し上げます。

やはり若い世代の方に本県に居住していただくメリットを知っていただくということが重要であると考えておりますので、様々な機会を通して、首都圏のみならず、ほかの関西圏ですとかで開催いたしております移住フェアですとか移住相談会などと連携いたしまして、あるいはインターネットなどを活用しながら、本県の魅力を知っていただけるようにPRに努めてまいりたいと思います。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 部長、ありがとうございます。

次に、七月豪雨災害に関連して質問させていただきます。

最初に、新庄酒田道路の早期完成について県土整備部長にお尋ねいたします。

七月二十五日から二十六日にかけて、庄内・最上地域では線状降水帯が発生し、大雨特別警報が二度も出されるなど、観測史上かつていない雨量を記録しました。結果、庄内と最上を結ぶ主要幹線道路の一つである国道四十七号が、道路と併用していた堤防が欠損したり、あるいは道路が崩壊したことで不通になりました。堤防欠損は、鮭川が最上川と合流する対岸にある戸沢村蔵岡地区、のり面崩れは、高屋駅の近くにある、義経の家来、常陸坊海尊が開いたとされる仙入堂対岸の四十七号で、道路のり面が一部削り取られておりました。

いずれも地元企業が名誉にかけ不眠不休で復旧に当たり、二週間で啓開を見ました。復旧に携わった地元企業の皆さんの心意気に心から敬意を表します。

今回の大雨で不通になった国道四十七号の区間は、高屋駅から古口、古口から本合海までで、その区間は残念ながら代替道路がありません。そのため、今まで何度も交通事故等で通行止めになり、本県物流、通勤通学、救急医療、観光等に多くの損害を与えてきました。

そこでお尋ねでございますけれども、現在進めている新庄酒田道路の新庄古口道路、高屋防災、高屋道路、戸沢立川道路の工事完成をできるだけ前倒しできないかということでもあります。予算が増額されれば前倒しできるのか、予

算が増額されても工法上時間を要し、前倒しは無理なのか、その辺のことも含めどのようにお考えか、県土整備部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

新庄酒田道路は、最上地域と庄内地域を相互に連結するとともに、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線、日本海沿岸東北自動車道と合わせ格子状ネットワークを形成し、人流や物流の促進による地域活性化が期待できる、県にとって非常に重要な道路でございます。

ただ、並行している国道四十七号は、これまでも雨量基準の超過や事故による交通障害など度重なる通行止めが発生しております。委員おっしゃられたとおり、今年七月二十五日からの大雨においても二か所が被災し、最大十六日間、国道百十二号月山道路等への広域迂回が生じるなど、国道四十七号の通行止めは、県民生活に大きな影響があったところでございます。

県といたしましては、平常時・災害時を問わず安定した通行が確保される新庄酒田道路と国道四十七号とのダブルネットワークの必要性を改めて認識したところでございました。

新庄酒田道路の整備状況を申し上げますと、全八区間約五十キロのうち、開通区間が二区間約十七キロ、事業中区間が四区間約二十四キロ、未着手区間が二区間約九キロとなっております。

事業中区間の状況を新庄側から順で申し上げますと、新庄古口道路は、今年度中に開通を見込んでおります。高屋防災は、調査設計や用地補償のほか一部の工事に着手しております。高屋道路につきましては、二つのトンネルのうち新庄側のトンネルが完成し、もう一方も半分以上まで進み、現在、JRと近接する工事に入っております。戸沢立川道路は、調査設計や用地補償が進められているところでございます。

また、新庄酒田道路の特徴といたしましては、最上川沿いの狭く急峻な地形を通過することが挙げられます。このため、今年度に見込みの新庄古口道路を除く事業中区間約十四キロのうち、トンネルが約六割と高い比率を占めております。御承知のとおり、トンネル工事は、地山の地質状況を逐次見極めながら進めていく必要がございます。

なお、国土交通省では、高屋道路のトンネル工事において、昼夜の二交代による施工を行うなど、工期の短縮に努めながら、事業の進捗を図っていると聞きしているところでございます。

県といたしましては、新庄酒田道路の早期完成に向け、事業中区間の整備促進と未事業化区間の早期事業化を政府へ強く要望していくなど、引き続き、沿線自治体等とともにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 この新庄酒田道路、たしか計画が持ち上がったのは平成四、五年だったと記憶します。東京で仕事しているとき、これにちょっと携わった記憶がありますので。そして三十年たってようやく現状であります。

そして、私は、最初車でその四十七号を通過して議会上で登壇してはいたんですけども、今から十数年前ですか、アイスバーンでひっくり返っちゃって、九死に一生を得て、それ以来、私、バスと列車で通っていたんですけども、コロナでしようがなく、五年前かな、四年前かな、ちょっと大きい車を買って、今は自分で運転してきていますが、できれば早めにその辺の道路もダブルネットワークになっていたいただければ助かります。

その辺、先ほど申し上げた、予算がついてもできないという理解でよろしいのでしょうか。

○柴田委員長 小林県土整備部長。

○小林県土整備部長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたように、トンネル区間が大部分を占めますので、予算を倍増すると時間が半減するというものではないというふうに認識しておりまして、やはり地質の状況、掘ってみないとトンネルは分からないというところもありますので、そういったリスクも踏まえながら進めていかないとというような状況でございます。

しかしながら、我が県としましては、新庄酒田道路は非常に重要な道路と考えておりますので、しっかりと進めていきたいと考えております。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 日沿道の天魄トンネルだったかな、温海のほうの、あれは両方から掘ったんですね、それで工期を半分にしたということもあります。

それから物流として見ると、新庄まで東北中央道が伸びたということもありまして、月山越えよりも下を走るいわゆる運送トラックが多くなったというのもわかります。私も通ってみて思うのは、下が料金が安いということもありますけれども、まず山登りがなくて燃費が二割ぐらいいいんですね、新庄回りのほうが。ですから、そんな意味でも、地球環境も考えれば早めにこっちを通すのがいいのかなと思ったりいたしますので、今後とも部長からいろんな面で御指導いただきながら、我々も国交省に行ったりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

次に、陸羽西線の運行再開に向けた見通しについて、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

陸羽西線については、現在、道路工事に伴い列車の運行を取りやめていますけれども、今回の災害で、土砂流入など十か所で運転に支障のある被害が発生しているようであります。そこで陸羽西線の再開時期が気になります。

令和六年度中に再開すると発表されていますが、期限はそうすると来年三月末で、あと半年です。新庄酒田道路の先ほど話のあったトンネル工事の進捗状況にもよりますが、陸羽西線の再開はいつ頃になる見通しなのか、その見通しについて、みらい企画創造部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

陸羽西線につきましては、国土交通省が実施しております新庄酒田道路の一部を構成いたします高屋道路の仮称・高屋トンネルの工事に伴い、全線の運転を取りやめ、バスによる代行輸送を実施しているところであり、代行バスによる輸送期間は令和四年五月から令和六年度中までとされております。

しかしながら、国土交通省は、トンネル工事の内容の見直しが必要となったことを踏まえ、昨年六月に、高屋道路の開通時期についてはトンネル工事の進捗を踏まえて精査する旨を公表いたしました。

陸羽西線の運行再開への影響が懸念されるところではありますが、JR東日本東北本部からは、運行再開時期について国土交通省と協議を行っているところと伺っております。

また、七月の豪雨により、土砂流入などの被害が発生していますが、運行再開に向けた影響については精査中とのこととあります。

県としましては、陸羽西線の運行再開を見据え、再開後により多くの方に利用していただけるよう、市町村や関係機関と連携して沿線地域の活性化に取り組んでいるところであります。例えば、今年六月には、二台の自転車を横につないで線路上を走れるようにした四輪車、レールバイクと申しますけれども、レールバイクで沿線の景色を堪能するイベントが開催されまして、鉄道が運休している今しか体験できない貴重な機会として大変好評でございました。

また、令和三年度から新庄駅で開催されてきた「線路がつなぐ石巻・庄内海鮮市」は、日本海と太平洋で取れた新鮮な海産物の販売などが行われ、冬の人気イベントとして、毎年多くの方々に御来場いただいておりますが、昨年度からは福島とも連携するなど、鉄道ネットワークがあってこそその取組を拡充してきているところでございます。

引き続き、こうした沿線活性化の取組を推進するとともに、JR東日本に対して取組の成果を示しながら、陸羽西線の鉄道としての早期再開を要望してまいります。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 分かりました。陸羽西線で、例えば自転車を積んで云々という話をJR東日本に行ってお話をさせていただきましたら、「駅が階段を上ったりして起伏があって、そういうのをやりたいけれどもできないんだ」と言っておりました。そういうのはできないけれども、できることを一生懸命やりながら、ローカル線の沿線の活性化を図っていかなくちゃいけないということで、今、部長のお話も参考にしながら、また我々も地元でいろいろ考えてみたいと思っております。

部長、ありがとうございました。

次に、総合防災訓練の評価と改善点について、防災くらし安心部長にお尋ねいたします。

線状降水帯による河川の大氾濫や、山や崖等の土砂崩れ、頻発する大地震や大規模林野火災による犠牲や被害を減らすためには、ふだんからの防災訓練が大切であります。

今年の九月八日、県と長井市の合同総合防災訓練が行われました。私は参加しなかったため合同訓練の様子は分かりませんが、一般的に訓練の必要性や有用性は疑う余地がありません。ただ、国の大綱にもあるように、訓練は絶えず見直しを図る必要があります。

私が参加した多くの訓練で感じたことを述べれば、一つ目は防災訓練の形骸化であります。これは、計画ありきに陥っていないかという疑問を感じます。二つ目は、ややもすると公的機関の人たち中心の訓練になっている感があることであります。もちろん公的機関相互の連携は重要なので、連携を前提としながらも、訓練の主役は住民であることを忘れてはならないと思います。地域住民が自ら災害のことを考え、自らの命は自ら守るという気概を持ち、自ら命を守る行動に移せる、そんな経験を積んでもらうことが訓練の大きな役割だと私は思います。

訓練の重要性はさらに増えるものの、今回の大規模林野火災や水害等で災害に関する新たな知見も増えたと思います。それらも防災訓練に取り入れ、改善を加えていくべきだと思います。

防災くらし安心部長はどのように考えるか、お尋ねいたします。

○柴田委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 お答えいたします。

県では、災害時における防災関係機関相互の連携強化と地域住民の防災に対する理解と意識の高揚を図ることを目

的に、開催地となる市と県が合同で、毎年総合防災訓練を実施しております。

今年度は、長井市と合同で、九月八日に、警察、消防、自衛隊、自主防災会など七十三機関、約七百名による訓練を実施しました。本訓練では、震度六強の地震により広範囲で甚大な被害が生じたことを想定し、情報収集、要救助者の救助・救出、救援活動等の訓練を実施しており、特に、能登半島地震の教訓から、孤立地域への救援活動として、新たにドローンによる物資輸送の訓練を行ったところであります。

大規模な災害が発生した場合は、特に身近な住民同士が主体的に協力して助け合う共助が重要であり、このたびの訓練におきましても反映させたところであります。具体的には、体が不自由な方々も含め、地域住民の方約三百人が参加し、行政側が設定した脱線車両からの避難の場面では、乗客同士で相談・協力し合いながらの避難が実施され、避難所の開設の場面では、住民主体の避難所運営のチームによりまして、テントや段ボールベッドの活用によるプライバシーに配慮した居住空間や、高齢者などの要配慮者や女性の専用スペースの設営などが行われたところであります。

さらに、これは別の場所になりますけれども、民間事業者によるVRを活用した災害の疑似体験や初期消火、応急手当て体験も行われまして、地域住民の防災意識と技術の向上につながったものと考えております。

今後の総合防災訓練では、能登半島地震や七月二十五日からの大雨災害における課題検証なども踏まえまして、全体的な訓練におきましても、日頃から準備をしている非常用持ち出し袋を携行しての避難や、地域住民による安否確認及び救助・救出活動といった初動時に求められる主体的な協働対応等も訓練に取り入れるなど、さらに実践的な内容となるよう改善してまいりたいと考えております。

また、今年春に発生した大規模林野火災を踏まえ強化した、現地指揮本部と災害対策本部との連携体制、これは先日、相田委員からの御質問の際にもお答えしたところでありますけれども、現地指揮本部の下に総括班を設置しまして、その総括班が災対本部との連絡調整を行う体制であります。今後の林野火災防御訓練に反映させ、強化した体制が的確に運用できるように訓練をしてまいります。

なお、今年度からの新たな取組として、積雪寒冷下での地震災害を想定した冬期防災訓練を実施する予定でありまして、積雪や凍結等の避難や救助・救出、避難所での防寒対策など、冬季における災害対応能力及び防災意識の向上を図ってまいります。

県としましては、市町村をはじめ、防災関係機関との連携強化を図ることはもとより、県民の自助・共助の力を高める視点を持って、防災訓練のさらなる充実に努めてまいります。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 新たな知見を取り入れてということで、すごくいいかなというふうに思っています。

部長、ありがとうございます。

これは、財政課を通じて知事のほうに質問するというでお伝えしてございますけれども、平成二十七年七月五日、米沢市の八幡原工業団地で林野火災防御訓練が行われましたけれども、知事は開会後十分ぐらいで退席されました。そのことに関しまして、平成二十八年十二月の予算特別委員会で同僚議員が質問したのに対して、知事は、林野火災訓練にはそれまで県知事が出席したことはないが、林野火災訓練は大事な公務なので、統監として冒頭部分だけとも思い、出席をしたと答えられております。そして、その後に中座して政務のほうに入られたということでございます。

そこでお尋ねをするのが、まず、林野火災訓練にそれまで出席していなかったということは、県としては軽んじていたのではないかなというような気もいたしますので、その辺に対する御答弁をお願いいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

林野火災というのは、発生頻度こそ建物火災よりも少ないものではありますが、一たび発生しますと、地上からの消火や十分な水利の確保などが難しく、貴い人命や貴重な森林資源を大きく消失するおそれがございます。県民の命と財産を守るため、特に迅速かつ的確な対応が不可欠であると考えております。

今年発生しました、高畠町及び南陽市で発生した大規模林野火災でありますけれども、他県や自衛隊からの応援も得ていたわけなんですけれども、それでもなお消火活動が数日間に及んで大規模なものとなってしまったわけです。

林野火災の原因は、全国的に火の不注意な取扱いが多いとされております。県としましては、引き続き、県民の皆様に対し、林野でのたき火や火入れについて注意喚起を行い、予防に努めますとともに、火災が発生した場合においては、関係機関と緊密に連携し、被害の拡大防止に万全を期してまいります。

今後気温が高くなるというようなことが想定されますと、過去よりも未来において林野火災というのは大変警戒すべきものではないかなというふうに今回の火災で認識したところでございます。

○柴田委員長 田澤委員。

○田澤委員 時間がないのではしよって言います。

そのときに、政務と公務両方あったということで、最初は公務で、途中から政務に移ったということではありますが、その選択の基準はどのようになっているのか。

あともう一つ、政務のとき公用車で行かれたのかどうか。多分、例えば役所あたりですと、公務の場合は役所の車、それでその先、政務であれば、その先は事務所の車というようなことになっていると思いますが、その辺どうだったのか、お答えいただければありがたいと思います。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

公務と政務ということでございますけれども、公務と一言で申しましても、その内容や性質、日程が決まる時期など状況は様々でございます。例えば県が主催する会議や行事もありますし、主催団体から案内をいただいている意見交換会や大会行事、そういったものもあります。多岐にわたります。政務につきましても同様に様々でございます。県民との意見交換とほとんど同じようなスタイルでありましたり、イベントというようなことであったりいろいろです。そういったことなども踏まえ、公務と政務について単純に、そして一律に申し上げるということはなかなか難しいのではないかと捉えております。

しかしながら、私としましては、知事の公務というのは非常に重要であると思っておりますので、公務優先を基本としながら、出席する行事等について、状況に応じて判断をしていく必要があると考えております。

こうした観点から、ただいま委員からお話のありました公務と政務が重なったときの対応につきましては、できる限り事前の調整に努めますとともに、重なるような場合には、それぞれの内容等を確認しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

公用車でどこまで行って政務車でどこからというような御質問でございますけれども、ちょっとそこまでは確認していなかったものですから、申し訳ございませんが、この場でちょっとお答えできないところでございます。

○柴田委員長 田澤伸一委員の質疑質問は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑質問を終結いたします。

明日の本会議における委員長報告は私に御一任願います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 十一分 閉 会

委員長	柴	田	正	人
会議録署名委員	小	松	伸	也
同	木	村	忠	三